

「企業経営者・後継者向け 事業承継対策セミナー」

～平成 30 年度 新事業承継税制は自分の会社に合っているのか？～

2018 年 4 月より新事業承継税制がスタートしました。これにより納税猶予制度が格段に使いやすくなり、自社株対策が容易になったと言われていています。しかし、新事業承継税制は時限立法である点や取り消しとなった場合の影響が大きい点を踏まえると、慎重に検討する必要があります。

実際に活用を決断した企業はまだ少なく、他社事例や専門家の具体的な見解といった参考情報が乏しい状況であります。

本セミナーでは、事業承継の専門家である小林浩二税理士が、新事業承継税制を活用する上での留意点を徹底解説します。

万障お繰り合わせの上、ご出席いただければ幸いです。

第一生命保険株式会社

首都圏法人営業第一部長 榎永 慎一郎

東京中小企業投資育成株式会社

業務第二部長 八城 守

【主な内容】

- 新事業承継税制の活用における留意点と対策
- ずばり！新事業承継税制が合う会社、合わない会社
- 新事業承継税制を活用しない事業承継プラン（具体例を踏まえて）



【講師ご略歴】

小林 浩二 氏（朝日税理士法人 代表社員 税理士）

- 1965 年生まれ。早稲田大学卒業。
- 専門分野は相続税、譲渡所得税、企業組織再編税制をベースにした資産税分野。特に事業承継や不動産を活用した相続対策。地主・公開企業・未上場会社のオーナーの相談を多数手掛ける。

2019年1月31日(木)開催 参加申込書

「企業経営者・後継者向け 事業承継対策セミナー」

ご返信先FAX番号：03-5469-5862

貴社名 _____

お役職 _____

お名前 _____ 様

メールアドレス _____

(注) 1.お申込みは企業経営者・後継者、経営企画・総務担当者のみとさせていただきます。

2.本セミナーは受講票等はございません。当日1階にて受付願います。

ご記入いただきました個人情報は、各共催者が参加者名簿として、また事業承継対策セミナーの企画・運営・実施のために使用する他、関連するアフターサービス、必要な情報の提供及び各種ご案内のために使用します。なお、個人情報の共同利用等の詳細につきましては、東京中小企業投資育成株式会社のプライバシーポリシーをご参照ください。共同利用する個人データについては、各共催者がそれぞれ責任を持って管理いたします。

| | | |
|---------|----------------------------|--|
| 日 程 | 2019年1月31日(木) 14:30～ | 受付開始 |
| | 15:00～17:00 | セミナー、質疑応答 |
| 参加費 | 無料 | |
| 定 員 | 100名(定員に達し次第、締め切らせていただきます) | |
| お 問 合 せ | 03-5469-5852 | hisashinebuka@sbic.co.jp (業務第二部 <small>ねぶか</small> 根深) |

【会場】

投資育成ビル 8階 会議室

〒150-0002

渋谷区渋谷 3-29-22

JR 渋谷駅新南口より徒歩 1分
 東口より徒歩 7分

